

平成 26 年 度

定期監査等結果報告書

(農業委員会)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

農業委員会

2. 監査の範囲

平成26年度（平成26年4月～平成27年1月）
財務、その他の事務の執行

3. 監査の期間

平成27年2月23日 ～ 平成27年3月13日まで

4. 監査の方法

農業委員会から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

農業委員会における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 農業委員会総会議事録について

農業委員会は毎月1回定例総会が開催され、豊前市農業委員会会議規則第13条に基づき議事録の作成と一般への縦覧に供されている。

しかし、議事録の作成にあたり議事録が数ページに及ぶが製本されてなく、議長及び委員会において定めた2名以上の出席委員が署名しなければならないが、委員の署名押印はなされているが、議長の署名押印がなされていない。

前回の定期監査においても指摘したところであるが改善されてない。

議事録に対する正確性と信頼性を問われかねない事務処理と言える。

議事録の製本、議長の署名押印、割印について早急に改善し、会議規則に準じた適正な議事録の作成と一般の縦覧に供されたい。

2. 台帳整備について

行政執行にあたっては、その事務処理の仕方について各行政機関毎に条例、規則規程等を制定し業務の適正化、信頼性、透明性が確保されている。

農業委員会においても各種規程等が制定されているが規程に基づいた事務処理がなされていないものがある。

①公印台帳の不備

豊前市農業委員会公印規程第7条第2号の「押印手続」で「公印を使用するときには公印使用簿に所定の事項を記載しなければならない」と規定されている。

公印使用簿は農業委員会が公式に発送した関係書類の内容と経過を記録し、その確認と検索をおこなう重要な書類である。

前回も指導した処であるが改善されてないので早急に作成されたい。

②告示簿の不備

農業委員会においては法令、条例、規則等に基づき、幅広く各種業務の遂行を行っている処である。

規則等の改廃、規程等による業務内容を広く市民に公表を必要とするものは、豊前市公告式条例及び規則に基づき、適正に行われているが、その経過を記した記録簿が作成されていない。各種告示等には公印が使用され行政機関の権限行使と深く係わるものであり、公印台帳の整備と併せ交付台帳の整備をされたい。

3. 各種申請書の事務処理について

農地の適正な管理と利用を図る為、農地法に基づき各種申請、届出が義務付けられ、年間相当数の書類提出がなされており、おおむね適正に処理されている。

しかし、届出内容に基づき適正にその行為が行われているか、その後の状況把握が行われている実態が見受けられないものがあり、各種申請・届出に対する進行管理について検討されたい。また提出された関係書類で記載漏れが散見されたので、指導と合せ受理にあたっては注意されたい。